

# 第 3 章

## 施策の基本方向と基本的施策

---

重点課題

I

# あらゆる分野に男女がともに 参画できる基盤づくり

## 施策の基本的方向

1. 市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
2. あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進
3. 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進
4. 女性リーダーの育成

# 1. 市における政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

## 現状と課題

平成 16 年の行橋市職員の状況をみると女性比率は 22.6%、また、課長級以上の女性管理職は 0%となっており、男女比率に大きな偏りがみられます。地方自治法に基づく審議会、委員会においても女性比率は福岡県内の 24 市の中でいずれも 20 位以下で、市職員または審議会、委員会における女性の参画がすすんでいるとは言い難い状況にあることがわかります。

平成 16 年 4 月に施行した「行橋市男女共同参画を推進する条例」においては、市の女性職員比率を高めること、また、女性管理職などの登用促進をうたっており、職域拡大、能力開発、育児介護などの休暇の活用施策を積極的に講じ、女性職員の採用・職域の拡充に努めることは重要な取り組みのひとつとなります。

また、市の審議会などにおいても同条例では、男女いずれか一方の性が 10 分の 4 未満とならないよう、積極的に女性の参画に取り組む必要をうたっています。研修会の参加や情報交換などの支援を通じ、あらゆる分野での女性の参画促進に向けた取り組みをすすめます。

## 基本的施策および事業の内容

### ●基本的施策

#### (1) 市における女性職員の採用・職域の拡充

### ●事業の内容

#### 男女平等な職務分担と職場環境の整備 17

(担当課) 全課（総務課）

男女とも多様な職域を経験することにより、市民の多様なニーズに対応できる人材の育成を図ります。また、男性向き、女性向きという職務分担を見直し、女性職員の分担業務の拡大を図ります。

#### 職員採用における男女平等の推進 17

(担当課) 総務課

職員採用において、男女平等の観点からその評価に差異が生じることのないよう、民間に対して女性面接官の推薦を働きかけ、職員の男女比率の見直しに努めます。

#### 女性消防職員の採用に向けた取り組みの推進 21

(担当課) 消防本部

女性職員の採用を計画・継続的に行うとともに、現場サイドへの女性登用を促進し、環境の整備に努めます。

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

●基本的施策

**(2) 市における女性職員の  
管理職への登用の拡大**

●事業の内容

**女性管理職の登用状況の  
把握と公開** **継**

(担当課) 総務課・人権男女共同参画課

行政各分野における女性管理職の登用状況を把握し、把握した女性管理職の登用状況については市報・ホームページなどで積極的に公開します。

**女性管理職の登用促進** **継**

(担当課) 総務課

政策決定に関わる管理職へ女性職員の登用について、具体的目標設定を行いながら取り組むとともに、意識啓発に努め、登用促進を図ります。また、係長職については昇任試験の見直しを行います。

●基本的施策

**(3) 市の審議会などへの  
女性の参画拡充**

●事業の内容

**市の審議会などへの  
女性の登用拡大** **継**

(担当課) 全課

審議会などへの女性委員の参画促進要綱を制定するとともに、各種審議会などにおいて公募制度の導入を検討するなど、女性登用率 40%をめざし全庁的に取り組みます。

**市の委員会への女性の登用拡大** **継**

(担当課) 全課

他市の状況を十分把握し、地方自治法第 180 条の5に規定されるすべての委員会において、執行部と連携をとりながら、女性登用率 40%をめざし、対応に努めます。

**審議会などの女性委員への支援** **継**

(担当課) 全課

審議会などにおける女性委員が積極的に研修などに参加する機会を確保するために、情報提供や交流の場を設けるなどの支援を行います。

●基本的施策

**(4) 市政への女性の  
多様な参画の促進**

●事業の内容

**社会教育指導員への  
女性の登用促進** **継**

(担当課) 生涯学習課

女性の社会教育活動への参加を促進するため、公募および教育事務所からの推薦を通じ、社会教育指導員への女性登用を行います。

**文化財調査委員会への  
女性の登用促進** **17**

(担当課) 文化課

文化財についての専門知識を持った女性を見出すとともに、文化財の保護と活用について見識を有する女性を文化財調査委員に登用します。

## 2. あらゆる方針決定過程への男女共同参画の促進

### 現状と課題

男女があらゆる分野で利益を享受でき、ともに責任を担うことは男女共同参画社会づくりの基盤です。この基盤づくりを促進するためには、単に政策などへの決定段階に参加するだけでなく、女性が主体的に立案の段階から参画していくことが重要となります。

行橋市では、多くの女性グループが活発な活動をしています。既存のNPO・ボランティアなどの市民団体をはじめ、農林水産、商工業などの関係団体、自営業家庭に対して、女性の参画をすすめるよう働きかけ、男女が対等なパートナーとして、方針の立案および決定の場へ参画していくことができるような環境整備に努めます。

また、法律や社会制度について男女共同参画の視点で見直す講座を開催するとともに、女性の政治参加を促進することで、市民の意識の高揚を図ります。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) 市民団体などにおける女性の参画拡充に向けた取り組みの促進

#### ●事業の内容

#### 市民団体などへの女性の参画拡充への取り組みの促進

継

(担当課) 全課

NPO・ボランティアなどの市民団体に対して、団体立ち上げ時などの機会を通じて方針決定過程への女性の参画をすすめるよう働きかけます。

#### 法律・社会制度を男女共同参画の視点で見直す講座の開催

18

(担当課) 生涯学習課・人権男女共同参画課

裁判員制度など司法に関する情報の積極的な提供および経済の仕組みなどについて学習する機会の拡充を行い、法律・社会制度を男女共同参画視点で見直し、意識の高揚を図ります。

#### 女性の政治参加についての意識啓発

継

(担当課) 生涯学習課・選挙管理委員会

女性の議会への参加を促進するため、婦人学級の講座に議会傍聴の機会を積極的に取り入れるよう努めます。また政治参加についての情報資料の収集および提供などにより、女性の政治意識を高めます。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

### 選挙事務などへの女性の参加促進 18

担当課 選挙管理委員会

投開票事務への女性の参加を積極的にすすめます。また、投票管理者に働きかけ、投票所における選挙立会人に女性を40%登用します。

### 情報交換のネットワークづくり 継

担当課 農政課

行橋・京都地区男女共同参画推進実行委員会を開催し、女性農漁業者との意見交換会を行います。

#### ●基本的施策

## (2) 商工業・農林水産業における女性の参画の促進

#### ●事業の内容

### 商・工業分野における女性の経営参画促進 継

担当課 企業立地課・商工水産課

家族経営を含めた経営共同参画に関する講座・研修会などに関する事業者への情報提供を行い、経営共同参画の促進に努めます。

### 農林水産業における女性の経営参画促進 継

担当課 農政課・農業委員会

農業家庭などにおける家族従業者の労働環境整備をすすめるため、家族経営協定の締結を指導、促進します。

### 漁協婦人部の活動支援 継

担当課 商工水産課

漁協婦人部の活動を支援し、水産業における女性の参画を促進します。

### 3. 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

#### 現状と課題

市民意識調査をみると、家庭生活や職場をはじめ、ほとんどの分野で「男性が優遇されている」という回答が過半数となっています。このように地域や社会全体で男性が優遇されているという認識には、依然、根強いものが見られ、男女が対等に地域社会のあらゆる分野における活動の機会に平等に参画できるように積極的に支援を行う必要があります。

まずは、身近な慣習・慣行を男女共同参画の視点から見直す機会を講座の開催をはじめ、多様な機会を通じて拡充します。また、環境整備として男女共同参画地域推進員の配置や地域団体への啓発などの取り組みを充実します。また、地域ぐるみで取り組む防災活動には女性の参画が欠かせません。女性が積極的に防災活動に参画できるよう呼びかけをすすめるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

#### 基本的施策および事業の内容

##### ●基本的施策

#### (1) 家庭生活・地域社会における男女共同参画の意識啓発の充実

##### ●事業の内容

#### 身近な慣習・慣行の見直し講座の開催 18

(担当課) 人権男女共同参画課

身近な慣習や慣行などを社会情勢、地球環境を考慮しながら男女共同参画の視点から見直す講座を開催します。

#### 多様な機会を通じた啓発 17

(担当課) 全課

各種団体、関係者また、地域行事を通じ、行橋市男女共同参画を推進する条例の周知など男女共同参画社会実現に向けて、意識啓発をすすめます。

##### ●基本的施策

#### (2) 家庭生活・地域社会における男女共同参画促進への環境・条件整備

##### ●事業の内容

#### 地域社会活動への女性参画の拡大 17

(担当課) 全課

男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するための環境整備をすすめます。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

### 男女共同参画地域推進員の配置 19

担当課 人権男女共同参画課

各校区に地域推進員を配置することにより、市民の自主的活動を支援し、地域における男女共同参画をすすめます。

### 自治会などの地域を担う団体への啓発の推進 継

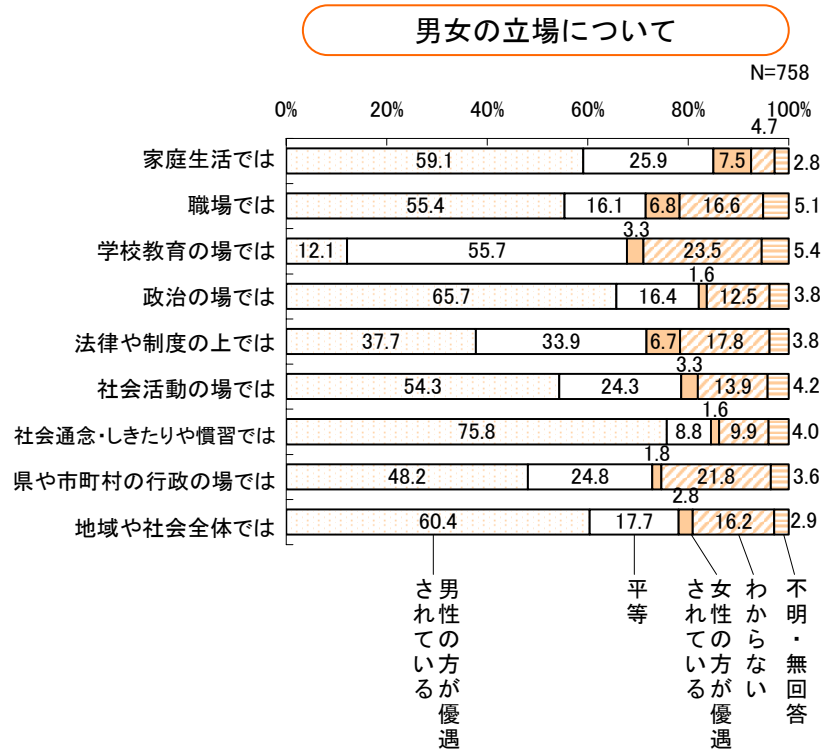
担当課 人権男女共同参画課・総務課

自治会などの地域を担う団体に対して、男女共同参画の実現にむけた啓発活動を推進します。

### 地域の防災活動への女性参画 21

担当課 消防本部

地域の防災活動に、女性の積極的な参画を図ります。



(資料) 行橋市「市民意識調査」平成15年9月



## 4. 女性リーダーの育成

### 現状と課題

地域社会で従来的な意識や慣行・慣習を見直していくことは、粘り強い学習の積み重ねと、学習した内容を行動に活かしていく実践力が必要となります。市民意識調査をみると、自治会や老人クラブ、趣味の活動、子ども会などの活動で、現在すでに活動している市民が比較的多くみられます。

また、今後したい活動としても、多様な内容があがっており、学習と活動への市民の意欲の高さがみてとれます。また、女性は、女性問題の学習や女性の地位向上に関する活動を行っている人の割合が19.3%となっており、これらの意欲を実際の学習や活動へ展開していけるような環境づくりが重要となります。

男女共同参画に関する団体・グループなどの活動や研修参加の支援を行うとともに、地域で活動する女性が政策方針決定の場で活躍できるよう、情報提供体制の整備をすすめます。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) あらゆる場における女性リーダーの育成

#### ●事業の内容

##### 団体・グループなどの育成支援

継

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画に関する団体・グループなどの活動について支援を行います。

##### 男女共同参画研修などへの参加支援

継

(担当課) 人権男女共同参画課

国内はもとより海外における研修に関する情報提供および参加費用の助成により、研修参加を積極的に支援します。

##### 地域人権啓発指導者の研修

継

(担当課) 人権男女共同参画課

あらゆる人権問題に対するオピニオンリーダーの育成を図るため、市民を対象とした「コスモス人権セミナー」を実施します。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

● 基本的施策

(2) 女性人材の情報提供の拡充

● 事業の内容

女性人材リストの作成  
および積極的活用

17

(担当課) 人権男女共同参画課

女性人材リスト作成要領の制定および人材リストの作成により情報提供体制を整備し、人材リストの積極的な活用により、女性の登用を促進します。

地域社会の活動の参加状況・参加意向について

女性N=399、男性N=350 単位:%

		参加している	今後参加したい	加ない、参加しない、今後とも参	現在、不明・無回答
町内会・自治会・青年団・婦人会・老人クラブ	女性	36.6	12.3	35.6	15.5
	男性	39.7	16.6	31.7	12.0
趣味・スポーツ・教養・学習などのサークル活動	女性	26.3	32.8	24.1	16.8
	男性	22.9	30.9	30.3	16.0
PTA活動、子供育成会活動	女性	13.3	6.3	54.4	26.1
	男性	9.7	13.1	53.7	23.4
消費者問題に関する活動	女性	0.8	15.3	58.1	25.8
	男性	0.3	16.9	60.0	22.9
女性問題を学習する活動や女性の地位向上に関する活動	女性	3.3	19.3	52.1	25.3
	男性	1.4	7.4	66.0	25.1
母親クラブ、児童文庫など地域の青少年のための活動	女性	3.0	12.8	56.4	27.8
	男性	2.0	10.0	62.3	25.7
福祉分野でのボランティア活動	女性	5.3	33.6	38.1	23.1
	男性	7.1	28.6	42.9	21.4
保健衛生・医療などの奉仕活動	女性	2.3	19.8	51.1	26.8
	男性	1.7	15.1	58.3	24.9
自然保護・公害防止など環境保護に関する活動	女性	1.8	27.3	44.6	26.3
	男性	4.6	34.3	40.0	21.1
国際交流、国際化、国際平和などに関する活動	女性	1.0	17.8	54.1	27.1
	男性	1.4	20.3	54.9	23.4

(資料) 行橋市「市民意識調査」平成15年9月

市職員の状況

(平成16年4月1日現在)

	総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		
				総数(人)	うち女性数	女性比率(%)
総職員数	505	114	22.6	299	63	21.1

(資料) 行橋市調べ

女性管理職（課長級以上）の在職状況－福岡県内 24 市－

(平成16年5月1日現在)

順位	名称	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)
1	大野城市	51	7	13.7
2	田川市	171	22	12.9
3	筑紫野市	50	6	12.0
4	大川市	29	3	10.3
5	筑後市	43	4	9.3
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
23	山田市	16	0	0.0
23	行橋市	53	0	0.0

(資料) 福岡県 男女共同参画推進課調べ

地方自治法第 180 条の 5 に基づく審議会など－福岡県内 24 市－

(平成16年4月1日現在)

順位	名称	委員(総数)	うち女性数	女性比率(%)
1	大野城市	27	6	22.2
2	古賀市	33	6	18.2
3	筑後市	39	7	17.9
4	山田市	32	5	15.6
5	大牟田市	40	6	15.0
5	八女市	40	6	15.0
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
19	筑後市	36	3	8.3
20	行橋市	38	3	7.9

(資料) 福岡県 男女共同参画推進課調べ

地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会など－福岡県内 24 市－

(平成16年4月1日現在)

順位	名称	委員(総数)	うち女性数	女性比率(%)
1	古賀市	176	65	36.9
2	春日市	224	82	36.6
3	北九州市	1,108	325	29.3
4	福岡市	3,160	923	29.2
4	宗像市	288	84	29.2
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
21	柳川市	260	37	14.2
22	行橋市	145	20	13.8

(資料) 福岡県 男女共同参画推進課調べ

重点課題

Ⅱ

# 一人ひとりが認め合い 尊重しあう社会づくり

## 施策の基本的方向

1. 性別によるあらゆる人権侵害の根絶
2. 生涯を通じた健康づくりの推進
3. メディアにおける人権の尊重
4. 国際理解と交流・国際協力の推進

# 1. 性別によるあらゆる人権侵害の根絶

## 現状と課題

男女が性別により、差別的な取り扱いを受けることなく、一人の人間として個性や能力を十分に発揮する機会が確保されることは、全ての人が持つ重要な権利です。女性に対する差別や暴力がなくなり、一人ひとりが自らの存在に誇りを持てる男女共同参画社会を実現するためには、男女の個人としての人権が尊重され、人間としての個性や能力を十分に発揮できるようにすることが必要となります。

性別によるあらゆる人権侵害の根絶をめざし、まず女性のさまざまな問題に関する相談事業を充実するとともに、性犯罪や買売春などへの対策に努めます。

また、緊急時の一時避難所確保の検討をはじめとしたドメスティック・バイオレンス（DV）防止に関する取り組みを充実するとともに、関連が深いとされる児童虐待についての防止対策に努めます。

併せて、セクシュアル・ハラスメント防止に向けても、啓発パンフレットや研修などを展開し、行政、事業者、市民が一体となった取り組みをすすめます。

## 基本的施策および事業の内容

### ●基本的施策

#### (1) 性別による人権侵害行為の根絶などに関する取り組みの充実

### ●事業の内容

#### 女性の問題に関する相談事業の充実 継

担当課 人権男女共同参画課

さまざまな問題を抱える女性の相談に対して、関係各課および関係機関と連携を図りながら、的確な対応を行います。

#### 性犯罪や買売春などへの対策の充実 継

担当課 人権男女共同参画課

買売春が女性の人権侵害であるとの視点に立った啓発活動をすすめるとともに、学校・地域・警察などの関係機関との連携に努めます。

### ●基本的施策

#### (2) ドメスティック・バイオレンス防止に関する取り組みの充実

### ●事業の内容

#### 緊急時の一時避難所確保の検討 17

担当課 人権男女共同参画課

DV から逃れた女性のため、緊急時一時避難所の確保を検討します。

#### 一時保護後の自立のための住宅など支援事業についての情報収集および調査研究 18

担当課 人権男女共同参画課

DV などから逃れてきた女性が、一時保護施設から退所した後の住宅などの支援に関して、関係機関と連携し、情報収集および調査研究に努めます。

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

### 相談窓口の充実 **継**

(担当課) 人権男女共同参画課

婦人相談員を配置し、専用相談室・専用電話を設け、相談業務を行います。また、関係各課および関係機関との連携・協力を図り、相談体制の充実に努めます。

#### ●基本的施策

### (3) 児童虐待防止に関する取り組みの充実

#### ●事業の内容

### いじめ・不登校・児童虐待などに関する対応ネットワークづくり **継**

(担当課) 地域福祉課・学務課

学校でのいじめ、不登校や家庭での児童虐待など、子どもの人権を侵害するさまざまな問題解決に向けて家庭、学校、地域、行政、適応指導教室などの関係機関のネットワークづくりに努めます。

### 子どもの人権に関する法律などの広報啓発活動の推進 **17**

(担当課) 地域福祉課・人権男女共同参画課

「子どもの権利条約」や「児童虐待の防止等に関する法律」など、子どもの人権に関する条約や法律などについて広報活動を図ります。

### 児童虐待防止のための相談事業の充実 **継**

(担当課) 地域福祉課・健康対策課

子育て不安を緩和し、児童虐待を未然に防止するために、母子保健事業や子育てに関する各種相談事業などの充実に図ります。

#### ●基本的施策

### (4) セクシュアル・ハラスメント防止に関する取り組みの充実

#### ●事業の内容

### セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発パンフレットの作成 **18**

(担当課) 人権男女共同参画課

あらゆる年代向けのセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発パンフレットを作成・配布します。

### セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修などの実施 **継**

(担当課) 人権男女共同参画課・総務課・議会事務局

市職員や市議会議員をはじめ、事業主、労働者に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての基礎的講座、研修などを実施します。

### セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報 **継**

(担当課) 人権男女共同参画課・総務課・議会事務局

人権リーフレット「人権の明日をひらく」などにセクシュアル・ハラスメント防止の記事を掲載し市民へ配布(全世帯配布)します。

### 庁内におけるセクシュアル・ハラスメント相談の充実 **17**

(担当課) 人権男女共同参画課・総務課

庁内のセクシュアル・ハラスメントの相談窓口の周知を徹底し、相談体制の充実に図ります。

## 2. 生涯を通じた健康づくりの推進

### 現状と課題

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）<sup>※</sup>の概念は、平成6年の国連による「国際人口・開発会議」以降、女性の人権のひとつとして、認識されており、妊娠・出産などに関わる自己決定や子どもが生まれ育つことなども含みます。女性は、ライフサイクルを通じ、男性とは異なる健康上の問題に直面することが多く、こうした問題の重要性についての意識を男女ともに浸透させるとともに、生涯を通じた健康づくりに向けた取り組みを充実していく必要があります。

行橋市においては、市民の行動計画「ゆくはし健幸プラン」を策定し、健康なまちづくりをすすめます。特に、女性の性に関わる疾病予防の促進と出産に関する保護・母子健康対策の推進に関する取り組みを充実します。

また、食や環境は市民一人ひとりが健康に暮らしていくための基礎となります。食育に関する啓発活動をすすめるとともに、市民の主体的な参加による環境活動の推進に努めます。

市民誰もが気軽に健康についてのさまざまな悩みや問題を相談できるよう、健康教育および相談体制を充実します。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) 生涯を通じた女性の健康づくり、健康保持の推進

#### ●事業の内容

##### 「ゆくはし健幸(健康)プラン」づくり 継

(担当課) 健康対策課

市民の行動計画として、市民が主体となってアイデアを出し合いながら健康なまちづくりをめざす「ゆくはし健幸プラン」をつくります。

##### 各種健診事業の充実 継

(担当課) 健康対策課

指定医療機関での基本健診(熟年イキイキ健診)およびがん検診(胃・子宮・乳・大腸・肺)を実施するとともに、受診者が少ない40歳代、50歳代を中心に受診を促進するPR活動を行います。

##### 疾病予防や健康管理の意識向上に向けた啓発活動の推進 継

(担当課) 健康対策課

各種講座の開催やサークル活動への支援を通して、疾病予防や健康管理意識を高めるための啓発活動を推進します。

##### 市民健康づくりクラブやスポーツクラブなどの充実 継

(担当課) 生涯学習課

高齢者ペタンクボール、卓球、テニス、バドミントン教室などクラブ活動を通じて、健康、体力づくり、生涯スポーツなどの普及を図ります。

##### 薬物乱用防止についての対策 継

(担当課) 学務課

市内全小・中学校の教育課程に「薬物乱用防止計画」を位置づけ、発達段階に応じた指導を実施します。

実施時期 〔継〕…継続実施 〔年〕…実施年度(平成)

●基本的施策

(2) 女性の性に関わる疾病予防の促進と  
出産に関する保護・母子健康対策の推進

●事業の内容

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の普及 〔19〕

〔担当課〕健康対策課・人権男女共同参画課・生涯学習課  
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念を普及させるため、学習会などを開催し、市民への情報提供に努めます。

家庭づくり、家族計画・妊娠・出産に関する講座の充実 〔継〕

〔担当課〕健康対策課  
家庭づくり、家族計画、妊娠、出産に関する講座の充実を図ります。

健全な母性育成のための啓発活動の推進 〔継〕

〔担当課〕健康対策課  
健全な母性育成のため、妊娠時の両親学級などの開催を積極的にすすめます。

妊産婦健康診査体制の整備 〔継〕

〔担当課〕健康対策課  
妊産婦の疾病などに対する予防のため、身体の異常の有無を早期発見する機会の確保および適切な指導を行います。

●基本的施策

(3) 男女共同参画による食育の推進

●事業の内容

食生活についての講座・イベントを通じた地域に根ざした健康づくりの推進 〔継〕

〔担当課〕健康対策課  
食生活の安全性について講座などの開催、健康展などのイベントを通じ、地域に根ざした健康づくりの推進を行います。

生涯を通じた食育環境づくりの推進 〔継〕

〔担当課〕健康対策課  
食生活改善推進教室(ヘルシー教室)を実施し、子どもの頃からの食育についての食環境づくりをすすめます。

食品の安全性に関する学習の実施 〔継〕

〔担当課〕学務課  
家庭科などの授業において、食品の安全性についての学習を実施します。

●基本的施策

(4) 市民の主体的な参加による環境活動の推進

●事業の内容

ごみ減量とリサイクル推進活動への参画促進 〔継〕

〔担当課〕環境課  
「ごみの分別化・有料化」によるごみ減量とリサイクルを推進し、市民の参加・啓発活動を通じて環境への意識の向上を図ります。

市民による河川清掃への参画促進 〔継〕

〔担当課〕環境課  
環境美化への意識向上を図るため、市民全体で今川を中心とした河川清掃を実施します。また、誰でも気軽に参加できるような参加体制づくりに取り組みます。

●基本的施策

(5) 健康教育および相談体制の充実

●事業の内容

健康教育の実施 〔継〕

〔担当課〕健康対策課  
健康に関する正しい情報提供、定期的な健康チェックの機会の提供により、自分の健康は自分で守るという意識啓発を行います。

健康相談事業の充実 〔継〕

〔担当課〕健康対策課  
ライフサイクルに応じた心と体の健康問題に関する相談体制を充実します。



### 3. メディアにおける人権の尊重

#### 現状と課題

ポスター、チラシ、広告などの公衆に表示する情報は、人々の意識に重大な影響を及ぼすと考えられます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられ、女性の人権を著しく侵害する暴力を助長する可能性があると考えられます。公衆に表示する情報に対して、女性の人権を尊重した表現を行うよう、その取り組みを促していく必要があります。

市民意識調査をみても、女性の人権が尊重されていないと感じる時としてメディアに関するものが多数あげられています。まずは、市の刊行物などにおいて、ガイドラインを作成するなど、表現の見直しをすすめます。

また、メディアにおける性の商品化や暴力表現の防止など、<sup>※</sup>メディア・リテラシーの重要性について学習する機会の提供をすすめます。

#### 基本的施策および事業の内容

##### ●基本的施策

#### (1) 市の刊行物などにおける表現の見直し

##### ●事業の内容

#### 公的広報ガイドラインの作成

19

(担当課) 人権男女共同参画課

市発行の刊行物について公的広報のガイドラインを作成し、ジェンダーバイアスのない広報を行います。

#### 市の刊行物などの表現の見直し

継

(担当課) 全課

ジェンダーの視点を踏まえた行政資料の作成をすすめます。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

● 基本的施策

(2) メディアにおける人権を尊重した表現の浸透促進

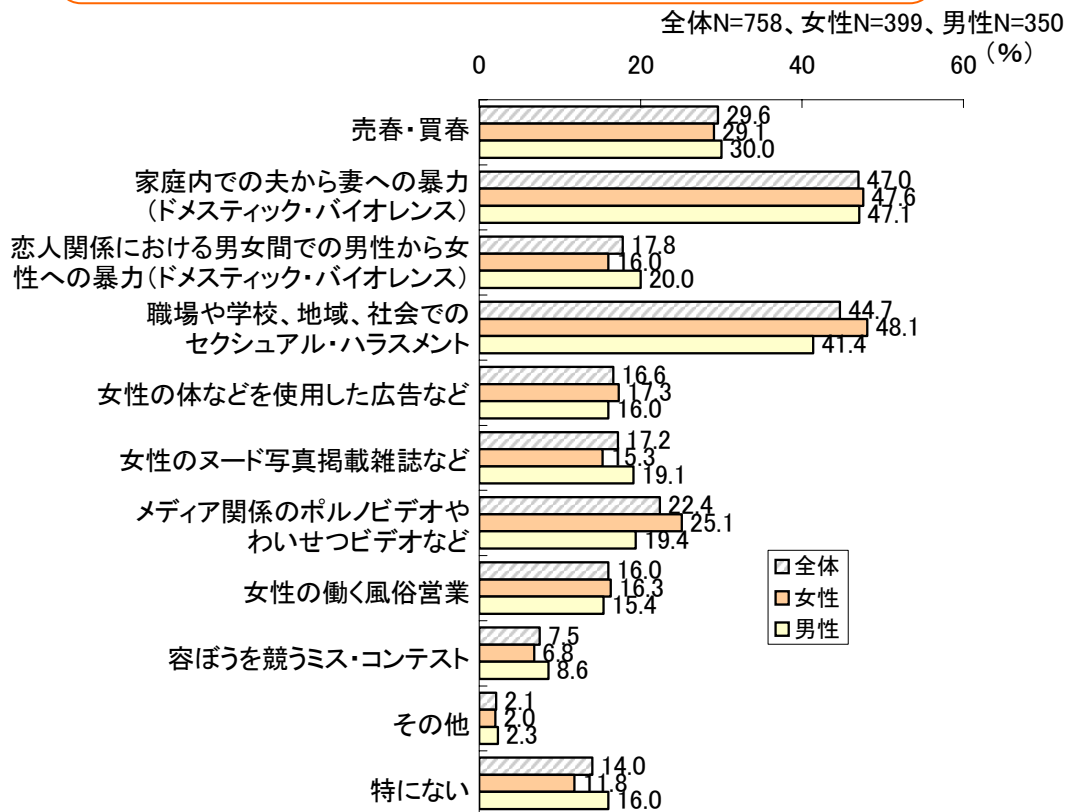
● 事業の内容

メディア・リテラシーに関する学習機会の提供 19

担当課 人権男女共同参画課・生涯学習課・総務課

メディアにおける性の商品化や暴力表現の防止など、メディア・リテラシーの重要性について学習する機会をつくれます。

女性の人権が尊重されていないと感じる時について



(資料) 行橋市「市民意識調査」平成15年9月

## 4. 国際理解と交流・国際協力の推進

### 現状と課題

現在、男女共同参画社会づくりは、女性差別撤廃条約や北京行動綱領など国際的な取り組みとしてすすめられており、国際社会との協調は欠かせないものとなっています。また、行橋市在住の外国人との国際交流を図り、互いの違いを認め合いながら、理解し合うことは非常に重要なことです。

海外研修に参加を希望する市民に対して情報提供などの支援を行います。また、多言語による資料の作成をはじめとして、地域や学校、行政が行う事業や行事について、外国人への参加の呼びかけや国際交流の推進に努めます。

近年、地球温暖化など地球規模で対策をすすめていかなければならない深刻な環境問題が進行しています。行橋市においても市民が国際関係の中で環境について考えていくための取り組みをすすめるとともに、簡単に実施できる身近な環境保護についての冊子の配布などを通じ、一人ひとりが身近なところから環境保全に参画できる環境づくりをすすめます。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) 女性の海外研修の参加支援

#### ●事業の内容

#### 海外研修などへの支援 継

〔担当課〕 人権男女共同参画課

「福岡県女性研修の翼」など、海外研修に関する情報提供および参加費用の助成により研修参加を支援します。

#### ●基本的施策

#### (2) 地域における 国際交流の推進

#### ●事業の内容

#### 市内行事を通じた国際交流の促進 17

〔担当課〕 総務課

国際理解を深めるため、外国人へ市民運動会・文化祭などへの参加を呼びかけ、市民との相互交流を促進します。

#### 国際交流事業の促進 継

〔担当課〕 学務課

小・中学校の英語学習指導に外国語指導助手を派遣し、生きた英語指導の充実を図ります。

#### 多言語による資料の作成 継

〔担当課〕 総務課

多言語による資料を提供し、在住の外国人に充実した情報提供を図ります。

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

●基本的施策

**(3) 国際交流事業への参画促進**

●事業の内容

**国際交流事業に関する  
情報提供の拡充** **継**

(担当課) 総務課

市で開催する国際交流事業に関する情報を市報・ホームページなどを通じて積極的に市民に提供します。

**海外における男女共同参画に  
関する情報の収集・提供** **継**

(担当課) 人権男女共同参画課

アジア諸国をはじめとする諸外国における男女共同参画に関する情報を積極的に収集、提供します。

**国際交流事業への  
参加・参画の促進** **継**

(担当課) 総務課

国際交流事業に積極的に外国人の参加・参画をすすめます。

●基本的施策

**(4) 環境保全に関する意識啓発  
および支援体制の充実**

●事業の内容

**環境保全に関する  
学習機会の確保** **継**

(担当課) 環境課

ごみ問題・環境汚染問題が市民の生活にどのような影響を与えるか学習する機会をつくれます。

**環境保全に関する  
自主活動団体への支援** **継**

(担当課) 環境課

国際的な環境保護の視点に立ち、環境保全に取り組む自主活動団体を支援します。

**環境保護活動への参画促進** **継**

(担当課) 環境課

簡単に実施できる身近な環境保護についての冊子を公民館、学校、官公庁などへ配布し、環境保護活動への市民参画をすすめます。

Ⅱ

一人ひとりが認め合う尊重しあう社会づくり



重点課題

Ⅲ

## あらゆる年代における 男女共同参画の意識づくり

### 施策の基本的方向

1. 男女共同参画に関する意識啓発・広報活動の充実  
および社会制度についての配慮
2. 男女共同参画の視点に立った学校教育などの推進
3. 生涯学習における男女共同参画の推進
4. 調査・研究・情報収集および提供体制の充実

# 1. 男女共同参画に関する意識啓発・広報活動の充実 および社会制度についての配慮

## 現状と課題

行橋市男女共同参画プラン（第1次）策定後、男女共同参画基本法の制定をはじめ、わが国においても法制度の整備がすすんでいます。しかし、男女平等の意識は人々の生活の中で培われるものであり、地域の中で男女に不平等な慣習や制度があったとしても、それを問題としてとらえることそのものが困難な場合もあります。

これまで行橋市では男女共同参画に関する講演会やシンポジウムの開催、市報「ゆくはし」を通じた啓発活動をすすめてきました。今後もこれらの活動を継続するとともに、「男女共同参画を推進する日・月間」を活用した啓発活動を積極的に行います。

平成16年4月、行橋市では「行橋市男女共同参画を推進する条例」を施行しました。本条例への市民の理解をすすめるための出前講座を積極的に開催し、周知徹底を図ります。

また、市内で活動拠点を持つ男女共同参画に関する市民団体および自主グループの活動を支援するため、市民企画の公募や自主活動・学習の支援を行うとともに、各種団体などのネットワークの形成支援に取り組みます。

## 基本的施策および事業の内容

### ●基本的施策

#### (1) 広報・啓発活動の推進

### ●事業の内容

#### 広報・啓発活動の充実 継

〔担当課〕 人権男女共同参画課・生涯学習課

リーフレット、市報・ホームページや研究会、講演会などでテーマとして男女共同参画について積極的に取り入れ、市民への広報・啓発活動の充実に努めます。

#### 啓発パネルの作成・活用の促進 17

〔担当課〕 人権男女共同参画課

男女共同参画に関する啓発パネルを作成し、各種講演会や研修会などでの展示や貸し出しを行い、市民の意識啓発を図ります。

#### 啓発資料の作成・配布 18

〔担当課〕 人権男女共同参画課

市民の理解を深めるために、男女共同参画に関連するポケットガイドなど、わかりやすい啓発資料を作成します。

#### 出前講座の実施 継

〔担当課〕 人権男女共同参画課

男女共同参画についての市民の学習機会の確保および意識啓発のため、出前講座を積極的かつ計画的に実施します。

#### 図書館を利用した啓発活動の促進 17

〔担当課〕 文化課

図書館で「男女共同参画を推進する月間」(6月)に合わせた特集を行い、市民の意識啓発を図ります。

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

●基本的施策

**(2) 行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底および活用の促進**

●事業の内容

**行橋市男女共同参画を推進する条例の周知徹底** **継**

(担当課) 人権男女共同参画課

庁内外への出前講座などの開催により、「男女共同参画を推進する条例」の周知徹底を図ります。

**男女共同参画を推進する日・月間の活用** **継**

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画を推進する日・月間に合わせて、男女共同参画について広く市民に啓発する機会をつくります。

●基本的施策

**(3) 市民団体および自主グループへの支援の充実**

●事業の内容

**市民による公募企画への支援** **17**

(担当課) 人権男女共同参画課

市民および市民団体・自主グループなどの理解を深めるために、男女共同参画の視点を取り入れた講座の企画を公募し、実施を支援します。

**自主活動・学習の支援** **継**

(担当課) 人権男女共同参画課

市民団体・自主グループなどの自主的な活動および学習に対して、場所の提供また講師などの紹介を積極的に行うことにより、市民活動支援の充実を図ります。

**ネットワークの形成支援** **継**

(担当課) 人権男女共同参画課

各種団体などにおけるネットワークを拡充させるため、交流会などの開催により、交流機会をつくります。



## 2. 男女共同参画の視点に立った学校教育などの推進

### 現状と課題

市民意識調査をみると、学校教育の場で男女の立場が平等であるとする人は55.7%となっています。平成14年7月に総理府が調査した結果では、学校教育の場が平等であるとする人は63.1%となっており、行橋市の方が学校教育の場での男女の平等感が低い結果となっています。児童・生徒用の副読本を活用することなどにより、教育内容の充実に努めるとともに、子どもたち一人ひとりにとって男女共同参画を考えるきっかけとなるよう、小・中学生を対象とした男女共同参画に関する標語や作文などの募集を行います。

近年、学校内でのセクシュアル・ハラスメントが社会問題として取りあげられています。行橋市においてもこのような問題への対策として、児童・生徒が相談しやすい体制づくりをはじめ、研修会の実施など、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みをすすめます。また、指導内容の充実を図るなど、性に関する正しい理解の普及に向けて、性教育の充実に努めます。

学校教育における男女共同参画の推進として、学校内の慣習の見直しや女性職員の管理職への積極的な登用などを通じた取り組みをすすめます。幼児期からの取り組みについても、保護者や指導者に対する男女共同参画に関する研修の充実や啓発資料の配布を通じて啓発活動をすすめます。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) 男女共同参画教育推進のための教材などの研究開発

#### ●事業の内容

#### 児童・生徒用副読本の活用

17

(担当課) 学務課

児童・生徒向けの副読本の活用により、男女共同参画教育の推進と充実に努めます。

#### 教育課程の編成と教材の見直し

継

(担当課) 学務課

第13地区教科用図書採択協議会により、男女平等観に立った教科書の選定を行います。

#### 男女共同参画に関する児童・生徒の作品募集

17

(担当課) 学務課・人権男女共同参画課

小・中学生を対象に男女共同参画に関する標語や作文などを募集し、作品を啓発に活用します。

#### ●基本的施策

#### (2) 性別にとらわれない進路指導の促進

#### ●事業の内容

#### 情報の収集・提供の充実

継

(担当課) 学務課

児童・生徒および保護者に対して適切な進路指導を行うため、情報の収集、提供を積極的に行います。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

### 進路指導内容の充実 継

担当課 学務課

性別に関わりなく個性と能力に応じた指導内容を検討し、多様な生き方を含め充実した進路指導を図ります。

#### ●基本的施策

### (3) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなど人権侵害行為防止の徹底

#### ●事業の内容

#### 児童・生徒が相談しやすい体制づくりの促進 継

担当課 学務課

「プロジェクト A」<sup>\*</sup>などを活用し、児童・生徒が虐待、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、さまざまな性に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう、関係機関と連携しながら体制づくりをすすめます。

#### 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会の実施 17

担当課 学務課

教育現場におけるあらゆるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、教職員向けの研修会を実施します。

#### ●基本的施策

### (4) 教職員などに対する男女共同参画研修の充実

#### ●事業の内容

#### 教職員研修の充実 継

担当課 学務課

福岡県発行「男女共同参画教育の手引書」を活用し、教職員を対象とした勉強会などを実施することにより、男女共同参画研修の充実を図ります。

#### 男女平等教育自主研究の奨励および支援 継

担当課 学務課

教職員の自主的な男女平等教育に関する学習機会の確保のため、研修に参加しやすい環境づくりを支援します。

#### ●基本的施策

### (5) 男女共同参画に関する啓発資料の配布

#### ●事業の内容

#### 啓発冊子の配布 継

担当課 学務課

中学生および保護者へ、思春期を迎えるための準備に関する冊子を配布することにより、自立へ向けた啓発をすすめます。

#### 関係資料などの収集および提供 継

担当課 学務課

男女平等教育の充実を図るため、関係資料を収集し、教職員および学校関係者などへ積極的に提供を行います。

## 基本的施策および事業の内容

### ● 基本的施策

#### (6) 性教育の充実

### ● 事業の内容

#### 教職員に対する研修の充実 継

(担当課) 学務課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れ、充実した性教育を行うために、全教職員の研修受講の推進および校内研修を積極的に実施します。

#### 指導内容の充実 継

(担当課) 学務課

小学校1年生から児童・生徒の発達に応じた計画的な性教育指導を実施します。また、親子で考える性教育などをテーマとした教育講演会を実施します。

#### 日常における性教育の推進 継

(担当課) 学務課

保健体育の授業における通常教育のほか、養護教諭と連携を取り、日常における性教育の充実を図ります。

### ● 基本的施策

#### (7) 幼児保育・教育に関する情報提供および啓発

### ● 事業の内容

#### 幼児保育・教育関係者の研修内容の充実および参加促進 継

(担当課) 学務課・地域福祉課

関係機関と連携を図り、幼稚園・保育園・小学校における合同研修会などに男女共同参画の視点を取り入れることにより、内容の充実を図り、幼児保育・教育関係者の研修への参加を促進します。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

●基本的施策

**(8) 学校における  
男女共同参画の推進**

●事業の内容

**教育委員会における  
教育目標の制定**

継

(担当課) 学務課

「男女平等教育の推進」を図るため、行橋市教育行政方針に位置づけます。

**学校内慣習の見直し**

継

(担当課) 学務課

出席簿の配列を男女混合の五十音順にするなど、男女共同参画の視点から従来の学校慣習の見直しを積極的にすすめます。

**教育環境の整備**

継

(担当課) 学務課

「技術・家庭科」を男女共通履修とするなど、男女がともに生活に必要な基礎知識と技術を習得できるような教育を受けるための教職員体制の充実や施設の整備をすすめます。

**女性教職員の管理職への  
積極的登用**

継

(担当課) 学務課

管理職への女性の登用促進および進路指導的役割を担う女性教職員の登用の拡大を図るため、昇任試験を積極的に受験するよう指導します。

**育児・介護休業など取得の促進**

継

(担当課) 学務課

女性に限らず男性教職員の育児休業・産前産後休業・介護休業などの取得を促進します。

### 3. 生涯学習における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

成人を対象としたとき、男女共同参画社会づくりの意識を地域に定着させていくためには、これまでに身につけてきた従来の性別役割分担意識を見直していく学習をしていく必要があります。さまざまな学習についての機会の確保が不可欠なものとなります。

また、地域や家庭で生じる男女平等の問題への啓発には、公民館などの市民の身近な場を活用した講座や研修会の開催が必要となります。まずは、公民館講座や出前講座に性についての問題をはじめとした男女共同参画に関する講座を盛り込んだり、また、開催する際には、子育て中の人も参加しやすいように託児ボランティアの配置に努めます。

市民の生涯学習を支援する中で、社会教育指導員をはじめとする社会教育関係者は、より市民に身近な存在として重要な役割を担っています。生涯学習における男女共同参画を推進するためには、社会教育に関わる人たちの協力が欠かせないものであり、社会教育関係者に対する男女共同参画について定期的な研修を実施するとともに、社会教育指導員への女性の積極的な登用に努めます。

#### 基本的施策および事業の内容

##### ●基本的施策

#### (1) 学習機会の確保 および生涯学習に関する 情報提供の充実・支援

##### ●事業の内容

#### 学習機会の確保

継

(担当課) 生涯学習課

市民大学講座、家庭学級などの開催を通じて、あらゆる年代に学習機会を確保するための支援を積極的に行います。

#### 体験学習活動の充実

継

(担当課) 生涯学習課

男女共同参画についての意識を育むため、地域における「家庭教育学級実践交流会」および「こども講座」などの体験学習活動の充実を図ります。

#### 税に関する啓発活動の充実

継

(担当課) 税務課

誰もがわかりやすいように税のしくみについての周知を図るため、ちらし・パンフレットなどの配布により積極的に啓発を行います。

#### ITに関する学習機会の確保

18

(担当課) 財政課

充実した<sup>\*</sup>IT講習会の実施できる環境整備をすすめ、子育てや介護などでITに関する学習が困難な環境の方も積極的に学習できる機会をつくります。

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

### 情報提供の充実 **継**

**担当課** 生涯学習課

県事業「家庭教育支援総合推進事業」など、生涯学習に関する情報提供を積極的に行い、市民の自主的学習活動を支援します。

### 講座における 託児ボランティアの配置 **17**

**担当課** 全課

市民の学習機会の確保のため、市の主催講座などの開催時に託児ボランティアの配置を行います。

#### ●基本的施策

### (2) 地域社会における 性教育の充実

#### ●事業の内容

### あらゆる年代に向けた 性に関する講座の実施 **継**

**担当課** 生涯学習課・健康対策課

あらゆる年代に向けて公民館講座や出前講座などを通じて、性に関する正しい認識の普及に努めます。また、自主的な学習活動に対して支援を積極的に行います。

#### ●基本的施策

### (3) 社会教育における 男女共同参画の推進

#### ●事業の内容

### 男女共同参画研修の推進 **17**

**担当課** 生涯学習課

社会教育関係者に男女共同参画に関する研修を定期的を実施します。

### 社会教育指導員への 女性の登用促進 **継**

**担当課** 生涯学習課

女性の社会教育活動への参加を促進するため、公募および教育事務所からの推薦を通じ、社会教育指導員への女性登用を行います。

## 4. 調査・研究・情報収集および提供体制の充実

### 現状と課題

職場、家庭、地域などには、社会的・文化的に形成された社会制度や慣行が残り、男女の生き方や選択に影響を与え、結果的に男女に中立的に機能しない場合があります。また、地域に残る伝統・慣習などには男女共同参画を阻むものも見受けられ、次代を担う子ども達の生き方へも多大な影響を与えていく可能性があります。

このため、社会のあらゆる分野において男女共同参画に関する調査・研究を推進し、課題の把握や成果の共有を図り、改善に努める必要があります。また、女性が置かれている現状を客観的に把握するために、各種の統計、調査や分析をすすめ、その結果を明らかにしていくことも重要です。その一方で、市民の範となるべき市職員が男女共同参画に対してどのような意識を持っているのかを把握することも重要となります。

男女共同参社会に向けた意識形成のため、慣行の見直しなどについての広報・啓発活動、各種の調査・研究や情報の収集・提供を積極的にすすめます。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) 男女共同参画に関する情報の収集および提供体制の充実

#### ●事業の内容

#### 関連図書および資料の収集・提供の充実

継

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画関連図書および資料の収集を積極的に行うとともに関連資料リストの作成および公開により、<sup>\*</sup>レファレンス機能を高め、市民の主体的活動を支援します。

#### 情報提供体制の充実

継

(担当課) 人権男女共同参画課・生涯学習課

市報・ホームページ、FMラジオ、チラスなどにより、各種講座について積極的に情報提供することにより、市民の参加を促進します。

#### 情報誌の発行

継

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画における行橋市の現状および今後取り組むべき課題、また各種セミナー、イベントなどについて、市民へ広く情報提供を行うため、情報誌を定期的に発行し、市民および関係機関へ配布します。

#### 名簿の作成および活用

継

(担当課) 人権男女共同参画課

市内で活動している市民団体・自主グループなどの名簿作成により、情報の活用および団体相互の交流促進を図ります。

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

●基本的施策

(2) あらゆる分野における  
男女共同参画に関する  
調査・研究の充実

●事業の内容

事業者における男女共同参画  
状況の調査・研究 **17**

(担当課) 人権男女共同参画課

指名登録事業者から提出された男女共同参画状況報告書を基に、市内事業者における男女共同参画の推進状況について調査・研究を行います。

市民意識調査の実施 **19**

(担当課) 人権男女共同参画課

市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、市民を対象とした意識調査を定期的に行います。

女性労働実態調査の実施 **20**

(担当課) 人権男女共同参画課

市内の事業者の女性労働に関する意識と実態を把握するため、事業者を対象とした意識調査を定期的に行います。

教職員意識調査の実施 **18**

(担当課) 人権男女共同参画課・学務課

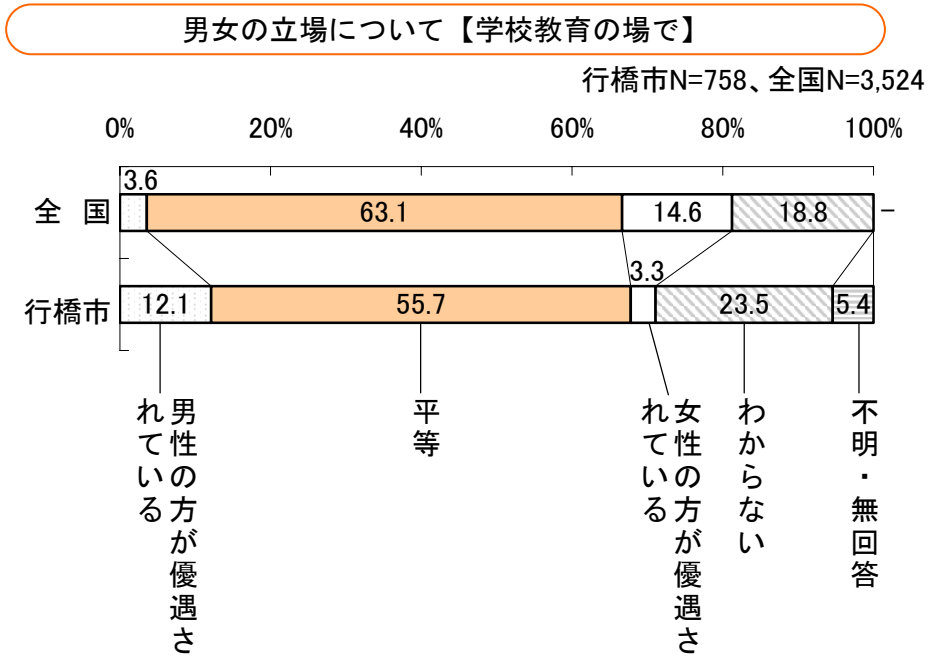
教職員の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、教職員を対象とした意識調査を定期的に行います。

市職員に対する意識調査 **18**

(担当課) 全課

市職員の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、市職員を対象とした意識調査を定期的に行います。





(資料) 行橋市「市民意識調査」平成15年9月

総理府「男女共同参画社会に関する世論調査」平成14年7月

重点課題

IV

# 性別に関わらず自らの生き方を選択できる環境づくり

## 施策の基本的方向

1. 男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実
2. 多様な生き方を可能にする環境整備
3. 男女平等な労働条件の整備

# 1. 男女共同参画の視点に立った福祉サービスの充実

## 現状と課題

行橋市の高齢化率をみると、平成 15 年で 19.1% となっており、65 歳以上の人がおよそ 5 人に 1 人という割合になっています。また、14 歳未満の年少人口の構成比をみると、平成 15 年で 14.8% とおよそ 7 人に 1 人という割合になっています。行橋市においても少子・高齢化は確実にすすんでおり、高齢者や子どもとその家族をはじめとした福祉サービスの充実は重要な課題です。

行橋市においては、高齢者・障害者などの安全・安心な生活を支援するため、介護保険制度や高齢者福祉施策や障害者（児）施策の充実を図り、特に相談体制について関係機関と連携した取り組みをすすめるとともに、介護や育児中の家庭を支援するため、レスパイトケアサービスの充実に努めます。また併せて、保育サービスなどの充実も図っていきます。

近年、離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭が増加する傾向がみられます。ひとり親家庭では就労をはじめ、さまざまな面で負担が重くなる場合が考えられ、ひとり親家庭などにおける自立支援を充実していくことが必要です。

近年、子どもや高齢者が被害に遭う事故や事件がメディアに多くとりあげられています。市内の公共施設や道路については、ユニバーサルデザインの視点にたった整備をすすめるとともに、安全・安心に配慮した公園整備などの取り組みを充実していきます。

## 基本的施策および事業の内容

### ● 基本的施策

#### (1) 高齢者・障害者などの安全・安心な生活の支援

### ● 事業の内容

#### 公的年金制度の周知促進

継

〔担当課〕 市民課

年金受給権の確保を促進するため、公的年金制度の周知をすすめます。

#### 疾病・寝たきり予防および健康の保持・増進

継

〔担当課〕 健康対策課・介護保険課

高齢者の疾病・寝たきり予防、健康の保持・増進をめざし、主体的に健康づくりを行えるような環境づくりをすすめます。

#### 「準支援」高齢者への自立支援

継

〔担当課〕 介護保険課

介護認定者以外の自立に不安のある高齢者を「準支援」と位置づけ、3 万円を限度にホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ・福祉用具貸与の 4 サービスを提供し、高齢者の自立支援をすすめます。

#### 「緊急通報システム」の整備支援

継

〔担当課〕 介護保険課

65 歳以上の虚弱な単身高齢者などの世帯に、身体に異常が発生した際ボタンひとつで関係機関へ通報できる「緊急通報システム」の設置をすすめます。

#### 「老人福祉電話」の整備支援

継

〔担当課〕 介護保険課

65 歳以上で電話のない所得税非課税世帯の単身高齢者に安全確認などを行うための「老人福祉電話」の貸与を行います。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

### 在宅高齢者配食事業の実施 継

〔担当課〕 介護保険課

食の支援から、ひとり暮らしの高齢者および高齢者夫婦などが在宅において自立した生活を営めるよう、在宅介護支援センターを核として食に関する暮らし全般の評価を行い、計画的な在宅高齢者配食事業を実施します。

### 就労の場の確保 継

〔担当課〕 介護保険課

シルバー人材センターなどの活用により、定年退職者など、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保するとともに、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ります。

### 高齢者大学の開催 継

〔担当課〕 生涯学習課

高齢者の交流、学習機会の確保のため、行橋・京都地区高齢者大学を開催します。

### 障害者(児)における療育支援事業の充実 継

〔担当課〕 地域福祉課

健康対策課をはじめ、関係機関と連携を深め、発達の遅れや障害を有する幼児および保護者を対象に言語・心理相談や療育・訓練事業を実施し、発達を支援する体制づくりの充実をすすめます。

### 障害者(児)における短期入所(ショートステイ)サービスの充実 継

〔担当課〕 地域福祉課

支援費制度の周知徹底を図るとともに、必要なときに身体障害者療護施設などのショートステイサービスが受けられる体制づくりをめざし、民間活力などの導入により、ベッド数の確保を積極的にすすめます。

### 知的障害者(児)および身体障害者(児)施設の整備・充実 継

〔担当課〕 地域福祉課

民間活力などの導入により、障害者の生活支援および社会復帰へ向けて通所の知的障害者更正施設や授産施設の整備・充実をすすめます。

### 相談体制の充実 継

〔担当課〕 地域福祉課 (社会福祉協議会)

社会福祉協議会など、関係機関との連携を図り、研修会やケース検討会を開催するとともに、相談マニュアルおよび事例集の作成をすすめ、相談員の相談援助技術の向上を図ります。

### 専門相談体制の充実 継

〔担当課〕 地域福祉課 (社会福祉協議会)

複雑多様化する利用者の相談ニーズに対応するため、法律相談回数を増やすなど専門相談体制の充実強化を図ります。

IV

基本的施策および事業の内容

● 基本的施策

(2) 男女がともに担う育児・介護・看護のための意識啓発、あらゆる家族支援体制の充実

● 事業の内容

生活における自立をめざした学習講座などの開催 継

(担当課) 健康対策課

家事自立に向けての料理教室などをはじめ、男女ともに生活における自立をめざした学習講座の開催をすすめるとともに、男性の食生活改善推進員の育成・支援に取り組めます。

休暇・休業制度の周知および取得促進 継

(担当課) 地域福祉課・総務課

男女がともに仕事と家庭および育児の両立を図りながら働き続けることができるよう、介護・看護・育児休暇や育児休業制度の周知徹底を通じ、取得促進をすすめます。

レスパイトケアサービスの整備 継

(担当課) 介護保険課・地域福祉課

子ども・高齢者・障害児(者)などの育児・介護・看護を要する家族に対して、ショートステイなどのレスパイトケアサービスの整備を積極的にすすめます。

次世代育成支援 行橋市行動計画の実施 17

(担当課) 地域福祉課

子どもを産み、育てやすい環境づくりをめざして、「行橋市児童育成計画(H.13～H.16)」に引き続き、「次世代育成支援行橋市行動計画(H.17～)」の実施を積極的にすすめます。

親子のふれあいを取り入れた講座などの開催 継

(担当課) 生涯学習課

家庭教育学級、市民大学などにおいて父親としての子育てへの関わり方や家庭教育の在り方などをテーマに、親子のふれあいを取り入れた講座を積極的に開催します。

子育てに関する講座・イベント・子育て教室などの開催 継

(担当課) 健康対策課

育児不安の軽減や支援のため、すくすくクラス(両親学級)、ぱくぱくクラス(おやつづくり)、もぐもぐクラス(離乳食教室)、ふたごちゃん、みつごちゃんサークル「さくらんぼ」、ハグ・ルーム(育児相談室)などの各種子育て教室を開催します。また、父親・母親が参加できる子育てのための講座やイベントを開催し知識や情報提供の充実をすすめます。

保育内容の充実 継

(担当課) 地域福祉課

多様化する保育ニーズに対応するため、公私立全園での延長保育や乳児保育、一時保育、病後児保育の推進に努め、保育内容の充実を図ります。

巡回訪問指導の実施 18

(担当課) 地域福祉課

子どもの健やかな成長のため、家族への身近な相談の場および保育士と親子の信頼関係づくりへとつながる巡回訪問指導の実施を積極的にすすめます。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

### 託児ボランティア養成講座の開催 継

担当課 健康対策課

託児環境の充実をめざし、「託児ボランティア養成講座」を開催し、託児ボランティアの育成および支援を積極的にすすめます。

### 放課後児童クラブの充実 18

担当課 地域福祉課

放課後、親の共働きなどにより保護者の保護を受けられない小学校低学年の児童を対象とした児童クラブの増設により、育児家族支援体制の充実を図ります。

### 子育て、介護教室の開催 継

担当課 生涯学習課

家庭教育学級などにおいて、子育て、介護を中心にその現状や課題について毎月1回講座を開催します。

### 公的介護保険制度の充実 継

担当課 介護保険課

介護保険制度の更なる充実をめざし、平成18年度第3期目に向け、男女共同参画の視点も含め各種施策に積極的に取り組みます。

### 介護に関する情報提供および相談体制の充実 継

担当課 介護保険課

基幹型在宅介護支援センターを核とし、地域ケア複合センターなどにおいて、介護教室の開催などにより介護を担う人材の資質・技量の向上を図ります。また在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種サービスを総合的に受けられるよう、相談体制の充実をすすめます。

### 「準支援」介護者への支援 継

担当課 介護保険課

介護認定者以外で自立に不安のある高齢者を「準支援」と位置づけ、3万円を限度にホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ・福祉用具貸与の4サービスを提供し、介護者の負担軽減をすすめます。

#### ●基本的施策

### (3) ひとり親家庭などにおける自立支援の充実

#### ●事業の内容

### 自立支援事業の充実 継

担当課 生活支援課・地域福祉課

母子世帯などのひとり親家庭において、就労の機会を広げるための就労指導および相談体制の充実をすすめ、就職活動支援、保育所利用の促進を図ることにより、生活における自立をすすめます。

### 相談体制の充実 継

担当課 人権男女共同参画課・地域福祉課

相談内容に対する的確な指導・助言を行い、相談体制の充実を図るため、婦人相談員、母子自立支援員の研修参加機会の積極的確保をすすめ、資質の向上に努めます。

IV

## 基本的施策および事業の内容

● 基本的施策

### (4) ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備の促進

● 事業の内容

#### 駅周辺西口地区 土地区画整備事業

継

(担当課) 区画整理事務所

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が生活しやすい道路、宅地、公園など公共施設の整備をすすめます。

#### 生活者にやさしい道路整備

継

(担当課) 土木課

安全で安心して通行できる、あらゆる歩行者に優しい歩道の整備をすすめます。

#### 「人にやさしいまちづくり整備計画」の推進

継

(担当課) 都市政策課

「行橋市 人にやさしいまちづくり計画」に基づき、公営住宅新設時において道路環境の整備および植栽などに配慮したゆとりの空間の整備を計画的にすすめます。

#### ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅建替事業の促進

継

(担当課) 都市政策課

市営住宅において緊急システムなどの整備により、高齢者や障害者をはじめ誰もが生活しやすいユニバーサルデザイン仕様の住宅整備をすすめます。

#### 公的施設における施整備の促進

継

(担当課) 生涯学習課・文化課

公民館および文化施設などにおいて洋式トイレおよび手すりなどを設置するとともに、ベビーキープ、ベビーベッドの設置をすすめ、誰もが利用しやすい環境づくりの促進に努めます。

● 基本的施策

### (5) 交通安全対策および地域防犯体制の整備・充実

● 事業の内容

#### 交通安全対策の充実

継

(担当課) 総務課・都市政策課・土木課

交通事故防止のため、道路標示設置など、交通安全対策の充実を図ります。

#### 地域防犯活動の促進

継

(担当課) 総務課

自治会や防犯協会などの関係団体との連携により、市民とともに地域の防犯活動の促進に努めます。

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

●基本的施策

(6) 子どもの遊び場の整備・充実

●事業の内容

子どもが安全に遊べる公園の整備 継

(担当課) 都市政策課

「みどりの基本計画」に基づき、子どもが安心して安全に遊ぶことのできる公園の整備を積極的にすすめます。

子育て支援の総合施設の設置に向けた検討の促進 継

(担当課) 地域福祉課

親子で遊べる場所の提供および子育て支援のための総合施設として、児童館などの設置検討をすすめます。

アンビシャス広場事業の実施 継

(担当課) 生涯学習課

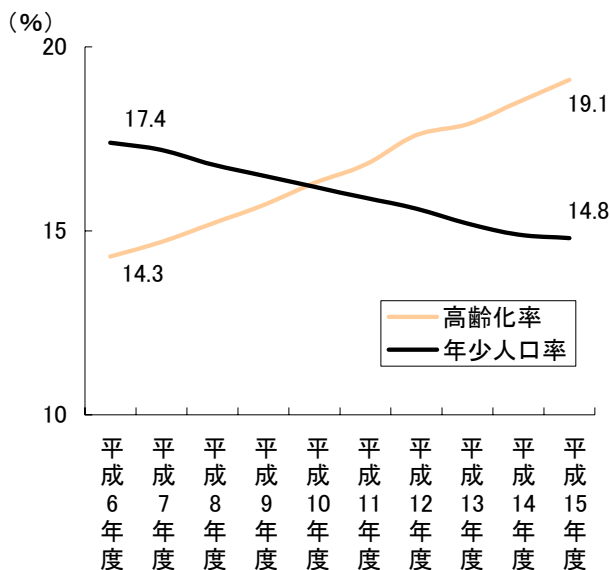
子どもの居場所づくりとして、小・中学生を対象に公民館を利用したアンビシャス広場<sup>\*</sup>の実施を積極的にすすめます。

放課後児童クラブの充実 18

(担当課) 地域福祉課

放課後、親の共働きなどにより保護者の保護を受けられない小学校低学年の児童を対象とした児童クラブの増設により、育児家族支援体制の充実を図ります。

行橋市の少子・高齢化の状況



(資料) 住民基本台帳



## 2. 多様な生き方を可能にする環境整備

### 現状と課題

市民意識調査をみると、収入のある仕事を「以前していたが今はしていない」と回答した女性は20代で17.8%でしたが、30代では30.4%と急増しています。他方、「現在している」と回答した女性は20代が64.4%で最も多く、30代、40代では約50%となっています。これは、結婚や出産を機に30歳代で離職する人が行橋市においても多いということを示しています。このように、女性への家事負担や就労環境上の問題により、働きたくても働けないという現状があり、性別にとらわれずにそれぞれの能力を發揮できるように、多様な生き方を可能とする環境整備をすすめる必要があります。

そこで、自らが多様な生き方を選べるよう、男女がともに能力を發揮することのできる就業支援体制の整備をすすめるとともに、介護や看護、子育て中の家庭への支援体制を充実します。また、商工業や農林水産業などの自営業が多い業種についても積極的啓発に努めます。

また、地域のかげがえのない財産である子どもたちが豊かな人生観を持ち、就業を含めた多様な生き方を選べるよう労働観・職業観の育成に努めます。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) 男女がともに能力を發揮できる就業支援体制の推進

#### ●事業の内容

#### 再就職のための情報提供・セミナーの開催 継

(担当課) 人権男女共同参画課・企業立地課

関係各機関と連携し、再就職のための支援に関する情報提供およびセミナーを開催します。

#### 就業支援技術取得講座の実施 継

(担当課) 企業立地課

再就職希望者などを対象に就業に必要な知識、技術などに関する講習を実施し、資格を取得することにより就業を支援します。

#### 新規就農サポート事業の推進 継

(担当課) 農政課

新規就農サポート事業により就農希望者を支援し、新たな農業の担い手の創出を推進します。

#### ●基本的施策

#### (2) 商工業・農林水産業などにおける男女共同参画の推進

#### ●事業の内容

#### 農・漁業・商工自営業などに従事する労働者の労働条件・生活環境の改善 継

(担当課) 商工水産課・農政課

労働と家事・育児などを男女が共同で行えるよう、労働条件や生活の合理化などについての啓発を積極的に行います。

実施時期 〔網〕…継続実施 〔年〕…実施年度(平成)

### 「農山漁村女性の日」の活用

〔網〕

〔担当課〕 商工水産課

「農山漁村女性の日」に合わせて商工業・農林水産業における男女共同参画についての啓発活動に取り組みます。また、パンフレットの作成・配布による啓発活動も併せて実施し、男女共同参画に関する知識習得のための学習会を開催します。

### 自主的活動を行う団体の支援

〔網〕

〔担当課〕 人権男女共同参画課

商工業・農林水産業などにおける女性の地位向上および経営共同参画などをめざし、自主的に活動を行うグループに対し、情報の提供や講師の紹介などの積極的に支援を行います。

#### ●基本的施策

### (3) 労働観・職業観の育成の充実

#### ●事業の内容

#### 子どもたちへの労働観・職業観の育成

〔網〕

〔担当課〕 学務課

学校、地域において、豊かな人生観を含めた労働観・職業観を育成するための職場体験、出前講座などを積極的に行います。

#### ●基本的施策

### (4) 適切な保育・介護・看護体制の整備

#### ●事業の内容

#### 介護・看護体制の整備

〔網〕

〔担当課〕 介護保険課・健康対策課

ライフステージに応じた市民の健康保持の推進のため、医療機関をはじめ関係機関との連携を充実し、介護および看護に関する体制を整備します。

#### 子育て支援体制の充実

〔網〕

〔担当課〕 地域福祉課・健康対策課

子どもの健康づくり推進のため、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関や子育て中の保護者からなる住民参加型の連携ネットワークを築き、多面的でかつ総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

#### ●基本的施策

### (5) 母性保護意識の浸透促進

#### ●事業の内容

#### 母性保護のための啓発活動の推進

〔網〕

〔担当課〕 健康対策課

母子手帳交付時に母性健康管理指導事項連絡カードの紹介をはじめとし、厚生労働省、公共職業安定所などが作成している育児休業給付に関するチラシを配布するなど、母性保護のための啓発活動を積極的に推進します。

### 3. 男女平等な労働条件の整備

#### 現状と課題

市民一人ひとりが性別に関わらず自らの生き方を選択できるようになるためには、労働環境における男女平等な条件整備も重要な側面のひとつです。平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用者が300人を超える事業者に対して、行動計画の策定を求めています。また、行動計画策定にあたっての指針では、「男性を含めた働き方の見直し」をはじめとする4つの柱をおき、育児休業の取得率の向上に向けた取り組みやフレックスタイム制度の導入などにより、労働条件の整備を促進しています。

行橋市においても、市内の事業者に向けて、男女がともに平等な立場で仕事と他の活動が両立できる環境づくりをすすめるように啓発をすすめます。また、市民意識調査をみると、職場で女性が働く上での障害として「パートや臨時雇用が主であること」をあげている女性は37.3%と「女性の賃金が低い」に次いで多くなっており、パートタイマーや派遣労働者などの労働条件の整備が求められていることがわかります。

男女平等な労働条件の整備をすすめるためには、労働環境の実態把握が不可欠です。市内事業者に対して、意識および実態を把握する調査を定期的に行うとともに、市の指名事業者登録の機会などを利用した状況把握に努めます。

#### 基本的施策および事業の内容

##### ●基本的施策

#### (1) 労働条件整備の促進

##### ●事業の内容

#### 職業能力開発についての 情報・資料の収集および提供

継

(担当課) 企業立地課・人権男女共同参画課

関係機関との連携による情報収集および市報・ホームページ、ポスター、チラシなどによる情報提供を行い、男女がともに仕事と家庭を両立できるような労働条件の向上、働き続けるための労働環境の整備について啓発をすすめます。

#### 再雇用制度の啓発

継

(担当課) 企業立地課

関係機関と連携して事業者に対してポスター、チラシなどで啓発するとともに、就労機会拡大のため再雇用制度の普及・促進を図ります。

#### 相談体制の整備

継

(担当課) 企業立地課

労働者の抱える問題や悩み(突然の解雇、賃金未払い、職場でのいじめ、セクハラなど)に対する「無料労働相談会」を実施し、相談体制の整備により、働きやすい環境づくりをすすめます。

実施時期 〔継〕…継続実施 〔年〕…実施年度(平成)

### 働き方の見直しの推進 17

〔担当課〕 地域福祉課

男性を含めたすべての人が仕事時間と生活時間のバランスのとりのやすい、多様な働き方を選択できるよう、「次世代育成支援対策推進法」の周知を図るなど、働き方の見直しのための取り組みをすすめます。

#### ●基本的施策

### (2) パートタイマー、派遣労働者などの労働条件の改善推進

#### ●事業の内容

### 情報収集・提供 〔継〕

〔担当課〕 企業立地課

パートタイマー、派遣労働者などの労働環境、今後取り組むべき課題などについて関係機関との連携により、情報収集および市報・ホームページなどへの掲載、ポスター、チラシによる情報提供を積極的に行います。

### 権利擁護のためのセミナー開催 18

〔担当課〕 人権男女共同参画課・企業立地課

関係各機関と連携し、パートタイマー、派遣労働者などの権利擁護に関する情報提供およびセミナーを開催します。

#### ●基本的施策

### (3) 女性労働についての意識および実態把握の促進

#### ●事業の内容

### あらゆる機会を通じた女性労働の実態の把握 17

〔担当課〕 人権男女共同参画課・財政課

事業者における女性労働の実態を把握するため、指名事業者登録の際に男女共同参画状況報告書により男女共同参画に関する情報の提供について協力を働きかけます。

### 女性労働実態調査の実施 20

〔担当課〕 人権男女共同参画課

市内の事業者を対象とした女性労働に関する意識と実態を把握するため、調査を定期的に行います。

就労状況について【女性・年齢別】

単位:%

		標本数	現在している	以前はしていたが	今までのことがない	その他	不明・無回答
女性		399 100.0	162 40.6	143 35.8	20 5.0	4 1.0	70 17.5
年齢別	20代	45	64.4	17.8	-	-	17.8
	30代	46	50.0	30.4	-	-	19.6
	40代	71	50.7	32.4	4.2	1.4	11.3
	50代	93	48.4	32.3	3.2	-	16.1
	60代	76	32.9	44.7	5.3	1.3	15.8
	70歳以上	68	5.9	50.0	14.7	2.9	26.5

(資料) 行橋市「市民意識調査」平成15年9月

職業を持っていない理由【女性・年齢別】

単位:%

		標本数	まだ学生だから	家事に専念した	（年をとる）から退職した	（年をとる）から退職した	自分がある職から退く	子どもを預ける	家族の都合や協	配偶者の理解が	自分の健康状態
女性		163 100.0	- -	31 19.0	62 38.0	35 21.5	5 3.1	2 1.2	3 1.8	29 17.8	
年齢別	20代	8	-	62.5	-	25.0	25.0	-	-	-	
	30代	14	-	35.7	-	35.7	21.4	-	-	-	
	40代	26	-	26.9	-	26.9	-	7.7	7.7	19.2	
	50代	33	-	18.2	18.2	33.3	-	-	-	24.2	
	60代	38	-	7.9	71.1	15.8	-	-	2.6	13.2	
	70歳以上	44	11.4	65.9	9.1	-	-	-	25.0	-	
		標本数	両立が困難だから	介護や育児などの	条件にあわない仕事	働く気がない	リスラなどで	その他	不明・無回答		
女性		163 100.0	25 15.3	18 11.0	19 11.7	11 6.7	4 2.5	13 8.0	9 5.5		
年齢別	20代	8	75.0	-	25.0	12.5	-	25.0	-	-	
	30代	14	57.1	-	21.4	14.3	-	7.1	7.1	-	
	40代	26	34.6	11.5	42.3	11.5	3.8	11.5	-	-	
	50代	33	6.1	15.2	6.1	9.1	9.1	12.1	6.1	-	
	60代	38	-	15.8	2.6	5.3	-	5.3	5.3	-	
	70歳以上	44	9.1	-	-	-	2.3	9.1	11.4	-	

(資料) 行橋市「市民意識調査」平成15年9月

重点課題



# 計画を推進するための 体制づくり

## 施策の基本的方向

1. 拠点施設の設備
2. 総合相談体制の整備
3. 計画の進行管理および総合調整
4. 国・県および関係機関との連携・協力
5. 庁内推進体制の充実
6. 苦情処理制度の活用

# 1. 拠点施設の整備

## 現状と課題

男女共同参画を推進するための拠点機能の整備については市民、男女共同参画推進会議などからの提言を基に行橋市男女共同参画プラン（第1次）にも掲げており、必要な機能や事業、体制について調査、検討を行ってきました。

男女共同参画センターは市民の誰もが利用しやすく、かつ、学習や研修といった多様な市民のニーズに応える機能を持つ必要があります。そこで、行橋市においては、講座やイベント、団体交流支援事業などの管理・運営と男女共同参画に関する情報収集および調査・研究を行う拠点として、平成17年6月の行橋市市民会館別館内開設をめざし、取り組みをすすめています。

また、男女共同参画センターの開設にあたっては、広く市民から職員を募集し、市民に開かれた拠点となるよう配慮に努めます。

## 基本的施策および事業の内容

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

### ●基本的施策

#### (1) 男女共同参画センターの設置

### ●事業の内容

#### 男女共同参画センターの設置

17

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画プランの総合的な推進のため、拠点施設として男女共同参画センターを設置します。

### ●基本的施策

#### (2) 男女共同参画センターにおける市民の幅広い自主的活動の支援

### ●事業の内容

#### 市民団体などが利用しやすい環境整備

17

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画社会実現のための総合的な事業展開の拠点となる施設の整備・充実に努め、市民の主体的な活動を積極的に支援します。

## 2. 総合相談体制の整備

### 現状と課題

子育てや介護、就労、人権など男女共同参画に関わる問題はあらゆる分野に渡ります。市民の多様な相談に対応するためには、市内の関係各課が連携した横断的な体制が必要となります。また、ドメスティック・バイオレスやセクシュアル・ハラスメントなどの被害を受けている人や家庭内の問題については、世間体などのため、相談することに消極的になることが考えられます。誰もができるだけ気軽に相談できるような仕組みづくりは重要な取り組みのひとつです。

行橋市においては、男女共同参画センターを拠点として、女性ホットラインの設置などによりあらゆる男女共同参画に関する問題に対応できる相談体制の整備を総合的に進めます。また、市民の多様な相談に対して的確に対応できるよう、相談員が研修を受けやすくなるよう機会の確保に努めます。

婦人相談員および母子自立支援員は、市民に身近な相談員として重要な位置づけとなります。人権男女共同参画課をはじめ、地域福祉課などの関係機関との連携を図り、相談事業の充実をすすめます。

### 基本的施策および事業の内容

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

#### ●基本的施策

#### (1) 総合相談体制の整備

#### ●事業の内容

##### 総合相談体制の整備

**19**

**担当課** 人権男女共同参画課

男女共同参画センターへの女性ホットラインの設置などにより、あらゆる男女共同参画に関する問題に対応できる総合相談体制の整備を進めます。

#### ●基本的施策

#### (2) 総合相談体制の充実・利用促進

#### ●事業の内容

##### 相談員の資質向上

**継**

**担当課** 人権男女共同参画課

相談員の資質向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた研修参加機会の確保をすすめます。

##### 各種相談事業の充実と相談機関相互の連携

**継**

**担当課** 地域福祉課・人権男女共同参画課

関係機関との連携を図り、婦人相談員および母子自立支援員による各種相談事業の充実をすすめます。



### 3. 計画の進行管理および総合調整

#### 現状と課題

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌平成 12 年には「男女共同参画基本計画」が策定、平成 13 年には「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」の施行、平成 16 年には同法の改正と、法整備の面だけをみても男女共同参画社会づくりに向けた取り組みは年々変化しています。また、三位一体の改革や少子・高齢化の問題など、市民を取り巻く環境も変化が絶えません。

行橋市における男女共同参画の推進にあたり、このような状況の変化に対応しながら、市民のニーズに即した施策を充実していきます。そのため、各課との連携を図り、プランの 5 年ごとの見直しをすすめ、まずは次期計画にあたる「行橋市男女共同参画プラン（第 3 次）」を平成 26 年度に策定します。これと並行して、事業の進捗状況について、毎年評価を行い、その評価結果を市報やホームページなどを通じて公開し、市民に開かれた男女共同参画プランとなるよう努めます。

#### 基本的施策および事業の内容

実施時期 継…継続実施 年…実施年度(平成)

##### ●基本的施策

#### (1) 計画の進行管理および総合調整の充実

##### ●事業の内容

#### 計画の着実な推進と定期的な見直し

17

(担当課) 人権男女共同参画課

各課との連携を図り、5年ごとに事業の見直しを図り、男女共同参画に関する施策の充実に努めます。

##### ●基本的施策

#### (2) 計画進捗状況の評価・公表

##### ●事業の内容

#### 計画の進捗状況に関する年次報告書の作成・公表

17

(担当課) 人権男女共同参画課

計画の進捗状況に関する評価を行い、年次報告書を作成するとともに、市報・ホームページ、図書館などにおいて広く市民に公表します。

##### ●基本的施策

#### (3) 行橋市男女共同参画プラン（第 3 次）の策定

##### ●事業の内容

#### 行橋市男女共同参画プラン(第3次)の策定

26

(担当課) 人権男女共同参画課

第2次計画の総括を踏まえ、第3次計画の実施計画を策定します。

## 4. 国・県および関係機関との連携・協力

### 現状と課題

平成15年4月現在、福岡県内における男女共同参画に関する総合的な施設は福岡県男女共同参画センター「あすばる」をはじめ、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、飯塚市、田川市、筑紫野市、大野城市、宗像市などの10施設があり、それぞれの自治体では総合的な施設を中心に地域の実情にあった男女共同参画社会づくりをすすめています。

行橋市においても平成17年に開設予定の男女共同参画センターを中心としながら、県および各市町村の男女共同参画センターなどの関係機関と連携し、情報交換および意見交換をすすめます。

また、「行橋市男女共同参画を推進する条例」の施行後の男女共同参画社会<sup>※</sup>実現に向けた機運を醸成するため、「男女共同参画都市宣言」を行い、国と連携した「男女共同参画宣言都市サミット」の開催に向けた取り組みをすすめます。

### 基本的施策および事業の内容

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

#### ●基本的施策

#### (1) 国・県および関係機関の連携・協力体制の充実

#### ●事業の内容

##### 男女共同参画都市宣言の実施

17

(担当課) 人権男女共同参画課

着実な男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画都市宣言を内閣府と共催で実施します。

##### 情報交換・意見交換の充実

継

(担当課) 人権男女共同参画課

県および各市町村をはじめとした男女共同参画センターなど関係機関と連携し、情報交換および意見交換の機会を積極的につくります。

## 5. 庁内推進体制の充実

### 現状と課題

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、実施することは、男女共同参画社会基本法第9条により地方公共団体の責務として規定されています。

行橋市においては、庁内の従来からある慣習や慣行が職員一人ひとりの意思とは関係なく、性別による役割分担を暗黙のうちに成り立たせてはいないか見直しをすすめます。また、庁内外を問わず、総合的に男女共同参画を推進していく母体として男女共同参画推進本部を継続して設置するとともに、「行橋市男女共同参画を推進する条例」第28条の規定に基づき、学識経験者や事業者、市民による男女共同参画審議会を設置し、プランの進捗状況評価を行います。

男女共同参画を推進していくためには、あらゆる職員が男女共同参画についての正しい理解を持ち、その推進に関わっていくことが必要です。職階層別の研修を展開するとともに、研修内容の充実を図るため、参加型プログラムの導入をすすめます。また、臨時職員を含めたあらゆる職員が研修に参加できるような環境づくりに努めます。

### 基本的施策および事業の内容

#### ●基本的施策

#### (1) 庁内推進体制の充実

#### ●事業の内容

#### 庁内における慣行・慣習の見直しの促進

17

(担当課) 人権男女共同参画課

庁内において、お茶汲みや朝の掃除、机ふきなどを女性が行うなど、性別に基づく固定化した慣行・慣習の見直しをすすめます。

#### 男女共同参画プランの推進

17

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画推進本部を中心に男女共同参画プランの積極的推進および進捗状況の調査、公表を実施します。

#### ●基本的施策

#### (2) 男女共同参画審議会の運営

#### ●事業の内容

#### 男女共同参画に関する進捗状況評価の促進

17

(担当課) 人権男女共同参画課

男女共同参画審議会において毎年、男女共同参画プランに基づき、市における関連施策の進捗状況の評価を行い、市報・ホームページなどで積極的に公表します。

実施時期 **継**…継続実施 **年**…実施年度(平成)

●基本的施策

(3) 男女共同参画に関する市職員  
などの職階層別研修の充実

●事業の内容

職階層別研修の充実 **継**

(担当課) 総務課

職階層別の現状・課題を把握し、それぞれの階層に応じ男女共同参画の視点に配慮した研修の充実を図ります。

研修内容の充実 **17**

(担当課) 総務課

政策決定に関わる市職員が男女共同参画に敏感な視点を養うことができるよう、人材育成基本方針に従い、計画的な研修の実施をすすめます。また、参加型プログラムの導入などにより研修内容の充実を図ります。

あらゆる職員への研修の参加促進 **継**

(担当課) 総務課

臨時職員を含め、あらゆる職員の学ぶ機会を確保するための環境づくりをすすめ、研修参加の促進を図ります。

## 6. 苦情処理制度の活用

### 現状と課題

「行橋市男女共同参画を推進する条例」第 23 条において、市が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情、または性別によって人権を侵害された場合の申出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理委員の設置を規定しています。

同条例第 24 条において、苦情処理委員は、施策を行う機関に対して、調査・説明・是正・勧告・公表することができ、また、市民からの人権侵害の申出については、調査や関係者に協力を得た上での資料提出・説明、助言、是正の要望などを行うことが果たすべき職務として定められています。

申出は市民からの貴重な提案であり、市における男女共同参画の推進の重要な鍵となるものです。市民、事業者への男女共同参画苦情処理制度の周知徹底および活用促進を図ることで、より身近な視点での男女共同参画をすすめます。

### 基本的施策および事業の内容

実施時期 網…継続実施 年…実施年度(平成)

#### ●基本的施策

#### (1) 苦情処理制度の周知徹底

#### ●事業の内容

#### 広報資料の作成・配布

17

(担当課) 人権男女共同参画課

苦情処理制度の利用促進に向けた連絡カードなどの資料を作成・配布し、広く市民へ周知徹底を図ります。

#### ●基本的施策

#### (2) 苦情処理制度の活用促進

#### ●事業の内容

#### 苦情処理制度の活用

18

(担当課) 総務課・人権男女共同参画課

申出を市民からの貴重な「提案」ととらえ、申出件数、内容、対応状況などをまとめ、男女共同参画に関する現状分析および課題把握をすすめます。また、出前講座などで市民へ還元することにより、男女共同参画についての意識啓発を図ります。